

居宅介護支援事業所 管理者 様

石川県健康福祉部長寿社会課長  
(公 印 省 略)

## 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について (H29後期)

日頃より本県の介護保険行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、居宅介護支援の特定事業所集中減算については、「正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等(※)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている」場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算するとされています。

つきましては「特定事業所集中減算に関する届出書」を作成し、いずれかのサービスで80%を超えた場合は下記のとおり提出してください。

なお、当該届出書については、80%を超えない場合であっても作成し、2年間保存することとされていますので、ご留意願います。

※訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)又は看護小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものに限る。)

## 記

- 1 提出先 石川県健康福祉部長寿社会課在宅サービスグループ
- 2 提出期限 平成30年3月15日(木) 郵送可、FAX不可
- 3 留意事項
  - ・80%を超えた場合であっても、正当な理由があれば減算は適用されません。
  - ・正当な理由の範囲については、国の例示等を踏まえて定めています。
  - ・届出書に理由が記載されていないか、または県が当該理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用することとなりますので、必ず80%を超えたことについてその理由を記載してください。
  - ・なお、算定に当たっては、同一法人格を有する法人単位で判断します。

特定事業所集中減算に関する届出書の様式、Q&A、石川県が定める正当な理由の範囲については、

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi.html>

よりダウンロードができます。

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村へ移譲されることに伴い、平成30年度前期(平成30年9月提出)分以降は、事業所の所在する市町に提出することになりますのでご留意ください。

(お問い合わせ先)  
石川県健康福祉部長寿社会課 在宅サービスグループ  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL:076-225-1417/FAX:076-225-1418